

初診時・再診時選定療養費について

黒部市民病院

当院を含む一般病床200床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診される場合には、診療費とは別に初診・再診時の定額負担（選定療養費）のご負担が義務づけられています。

当院では、令和4年度の健康保険法施行規則等の省令改正に伴う診療報酬改定により、料金を下表のとおり改定しています。

診療	対象	区分	料金
初診 (診療科ごと)	紹介状を持参せず、その症状について初めて外来診察を受けられた方	医科	7,700円
		歯科	5,500円
再診 (受診の都度)	他の医療機関への紹介を申し出たにも関わらず、患者さんのご希望で当院を継続受診される方	医科	3,300円
		歯科	2,090円

(院内紹介受診の場合を除く)

なお、選定療養費の徴収対象とならない方は以下のとおりです。

選定療養費を徴収されない方

- ①紹介状を持参された方
- ②当院の他の診療科から院内紹介されて受診される方
- ③医科と歯科との間で院内紹介された方
- ④特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ⑤救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診の方
*救急受診であっても緊急性を要しないと医師が判断した場合には徴収対象となります。
- ⑥外来受診から継続して入院された方
- ⑦治験協力者である方
- ⑧災害により被害を受けた方
- ⑨労働災害、公務災害、交通事故で受診される方
- ⑩国及び特定の障害や疾病の公費負担医療制度の受給者である方
(注意：公費のうち、こども医療受給者・ひとり親医療受給者などは選定療養費の徴収対象となりますので実費請求いたします。)
- ⑪保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた方

～「かかりつけ医」を持ちましょう～

国は、外来医療では「かかりつけ医を受診し、そこから高機能病院の専門外来を紹介してもらう」という外来医療の役割分担を推進しています。選定療養費の引き上げと徴収対象者の拡大は、この取り組みの強化を図るものです。体調不良時には地域の診療所等のかかりつけ医を受診し、当院を受診する際は紹介状の持参をお願いします。